

令和 4 年度 第 3 期 論文式民法試験問題

受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。この試験では、六法を貸与し、その使用を許可します。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出てください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は60分です。
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机の上に置かないでください。
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞆等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

〔民 法〕

次の【事実】を読んで、後の〔設問〕に答えなさい。各設問は独立したものとする。

I

【事実】

1. 甲土地を所有するAは、遺言を残さずに死亡した。Aには子B・Cがいる（Aの配偶者は既に他界していた）。
2. Aは死亡する前に、自己の所有する甲土地をDに売却し、Dへの移転登記は未了であるが、代金支払は完了していた。BがAを相続したが、Cは相続を放棄した。AD間の売買を知らなかったBは、甲土地の相続登記を済ませた後、甲土地をEに売却し、Eへの移転登記を済ませた。

〔設問1〕

BE間の売買に気づいたDは、Eに対して、自己の所有権に基づいて甲土地の移転登記手続を請求することができるか。

II

【事実】

Iの【事実】1を前提として、同2とは異なり、BC間の遺産分割協議により、甲土地はCが単独所有することに決まった。

〔設問2〕

- (1) この遺産分割の前に、Bの債権者Fが甲土地につきBの持分2分の1を差し押さえ、その旨の登記をした場合、CはFに対して、差押えの無効を主張して差押登記の抹消登記手続を請求することができるか。
- (2) この遺産分割の後、甲土地について、Cが自己の単独所有名義の登記をしないでいるうちに、Bが自己の単独所有の登記を行って、Gに甲土地を売却し、Gへの移転登記も済ませた場合、CはGに対して、自己の所有権に基づいて甲土地の移転登記手続を請求することができるか。

